

連載 『企業法務の基礎知識』

第2回 株式会社の機関①

旧商法下の時代と比べ、会社法の施行により、自由度の高い機関設計が認められるようになりました。

しかしながら会社を設立する場合、また機関設計を変更する場合などには、各機関の役割等を考慮のうえ、会社法の定めるルールに従い機関設計を検討する必要があります。

今月号より機関設計の基本ルールや各機関の権限、役割などをご紹介します。

1. 機関とは

株式会社の機関とは、会社の意思決定や業務執行、取引などの対外的、対内的な活動を行う権限が与えられた地位または自然人および法人をいいます。株式会社には法人格が認められ、自然人と同様に権利義務の主体となることができますが、会社自体が意思決定や行為をすることはできないため、法人に属する自然人が意思決定や行為を行うこととなります。

2. 機関設計のルール

株式会社に必ず設置される機関は、「株主総会」及び「取締役」です（会社法 326 条 1 項）。このほか、定款の定めにより、取締役会等の機関を置くことができます。

機関設計は、公開会社または大会社に該当するか否かの区分に応じ、以下のいずれかに限られます。

非公開会社・非大会社

- ①取締役
- ②取締役 + 監査役（監査の範囲を会計監査権限のみに限定することも可）
- ③取締役 + 監査役 + 会計監査人
- ④取締役会 + 会計参与
- ⑤取締役会 + 監査役（監査の範囲を会計監査権限のみに限定することも可）
- ⑥取締役会 + 監査役 + 監査役会
- ⑦取締役会 + 監査役 + 会計監査人
- ⑧取締役会 + 監査役 + 監査役会 + 会計監査人
- ⑨取締役会 + 監査等委員会 + 会計監査人
- ⑩取締役会 + 指名委員会等 + 会計監査人

公開会社・非大会社

- ①取締役会 + 監査役
- ②取締役会 + 監査役 + 監査役会
- ③取締役会 + 監査役 + 会計監査人
- ④取締役会 + 監査役 + 監査役会 + 会計監査人
- ⑤取締役会 + 監査等委員会 + 会計監査人
- ⑥取締役会 + 指名委員会等 + 会計監査人

非公開会社・大会社

- ①取締役＋監査役＋会計監査人
- ②取締役会＋監査役＋会計監査人
- ③取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人
- ④取締役会＋監査等委員会＋会計監査人
- ⑤取締役会＋指名委員会等＋会計監査人

公開会社・大会社

- ①取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人
- ②取締役会＋監査等委員会＋会計監査人
- ③取締役会＋指名委員会等＋会計監査人

(文責：司法書士 野見山香)

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めていただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂ければ幸いです。

(PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com)

(お問合せ先) プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番1号 八重洲ダイビル5F

TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

佐世保オフィス 〒857-0041

長崎県佐世保市木場田町1番1号 松永ビル1F

TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F

TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル3F

TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

博多オフィス 〒812-0012

福岡市博多区博多駅中央街8番27号 第16岡部ビル10F

TEL 092-461-7750 / FAX 092-461-7751